（薬事法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第五条の規定の施行前に同条の規定による改正前の薬事法施行規則の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、同条の規定による改正後の薬事法施行規則（以下この項において「新薬事法施行規則」という。）の相当規定により地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の市長又は特別区の区長に対して届出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新薬事法施行規則の規定を適用する。

2　第五条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3　第五条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（母子保健法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第七条の規定の施行の際現にされている同条の規定による改正前の母子保健法施行規則第九条第一項の申請は、第七条の規定による改正後の母子保健法施行規則第九条第一項の申請とみなす。

2　第七条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3　第七条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令の一部改正）

第五条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令（昭和四十七年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改める。

第十九条の見出し中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」を「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」に改め、同条中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」を「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」に、「第九条」を「第九条第一項及び第二項」に改める。

（医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第六条　医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条中「第十九条第一項第四号」を「第十九条第二項第二号」に改める。

附則第二十二条中「第二十一条第一項第二号及び同条第二項第二号から第四号」を「第二十一条第二号から第四号」に改める。

附則第二十三条中「第二十一条第二項第一号」の下に「及び同条第三項」を加え、「医師、看護師及び看護補助者その他の業務の従業者の員数の標準」を「医師の員数の標準並びに都道府県が条例を定めるに当たって従うべき看護師、準看護師及び看護補助者の員数並びに都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき事務員その他の従業者の員数の基準」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第七条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）の項中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」を「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第八条　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第二百三条第二項中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」を「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」に、「最低基準」を「基準」に改め、同条第三項中「最低基準」を「基準」に改める。

告示

○総務省告示第五百五十六号

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第百六十五号）の施行に伴い、並びに危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）等の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二十一日　　総務大臣　川端　達夫

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示等の一部を改正する件

（危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ中「日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定める」を削り、「ブローンアスファルト」の下に「であつて、配管に塗装した場合において、十分な強度を有し、かつ、配管と塗覆装との間に間げきが生じないための配管との付着性能を有するもの」を加え、同号ロ中「日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定める」を削り、「ガラスマット」の下に「であつて、イの塗装材による塗装を保護又は補強するための十分な強度を有するもの」を加え、同条第二号中「日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に適合する」を「次に掲げる」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ　配管の外面にプライマーを塗装し、その表面に前号イの塗装材を塗装した後、当該塗装材を含浸した前号ロの覆装材を巻き付けること。

ロ　塗覆装の厚さは、配管の外面から厚さ三・〇ミリメートル以上とすること。

第四条の二十三の次に次の七条を加える。

（浮き蓋の浮力を有する構造）

第四条の二十三の二　規則第二十二条の二第一号ロの告示で定める浮力を有する構造は、第四条の二十二第一号イ及びロの規定の例によるものとする。この場合において、同号イ及びロ中「浮き屋根」とあるのは「浮き蓋」とする。

（損傷を生じない一枚板構造の浮き蓋とする特定屋外貯蔵タンク）

第四条の二十三の三　規則第二十二条の二第一号ハの告示で定める特定屋外貯蔵タンクは、第四条の二十一の三に規定するものとする。この場合において、同条中「浮き屋根」とあるのは「浮き蓋」とする。

（浮き蓋に作用する荷重等）

第四条の二十三の四　規則第二十二条の二第一号ハの告示で定める液面揺動により損傷を生じない構造は、第四条の二十一の四の規定の例によるものとする。この場合において、同条中「浮き屋根」とあるのは「浮き蓋」とする。

（浮き蓋の溶接方法）

第四条の二十三の五　規則第二十二条の二第一号ニの告示で定める溶接方法は、第四条の二十二第一号ハの規定の例によるものとする。この場合において、同号ハ中「浮き屋根」とあるのは「浮き蓋」とする。